

サイバーセキュリティ取組方針

上越信用金庫は、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティの取り組みにおいて、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年 11 月 12 日、法律第 104 号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成 27 年 12 月 28 日、経済産業省策定）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守し、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識のうえ、自らリーダーシップを発揮し対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたサイバーセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティリスクや対策に係る情報連携および情報開示に努めます。

令和 6 年 8 月

上越信用金庫